

公益社団法人黒石青年会議所会員資格規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人黒石青年会議所定款に基づき、本会議所の会員資格について必要な事項を定める。

第2章 正会員の入会

(入会)

第2条 正会員の入会の申込みは、正会員2名の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し、理事長に提出する。

2. 理事長の委任を受けた室又は委員会（以下「担当委員会」という。）は申込書により審議し、担当委員会の意見を添えて理事会に提出する。

3. 理事会は、担当委員会の意見を参考とし、仮入会の可否について審議し、決定する。

4. 仮入会を認められた者は、推薦者と共に理事長と面接し、青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。

5. 仮入会を認められた者が原則として1回以上例会にオブザーバー出席した場合は、担当委員会の報告に基づき、理事会は正式入会について審議し、その可否を決定する。

(再入会)

第3条 再入会を希望する者は、当該年度の理事長にその旨を申し出する。

2. 再入会は、前条の規定に準ずるものとするが、第8条第1項に定める入会金は半額とし、当該年度の会費は第8条第3項の規定を準用する。

(メンバーチェンジ)

第4条 正会員が転居等のやむを得ない理由によって、会員としての義務を履行できなくなり、かつ当該会員と同一勤務先より入会を希望する者がある場合をメンバーチェンジという。

2. メンバーチェンジは第2条の規定に準ずるものとするが、第8条第1項に定める入会金は半額とし、当該年度の会費は免除する。

(推薦者の資格)

第5条 推薦者となる正会員は、入会申込者に対し、青年会議所を正しく理解させるとともに、良き会員になるよう指導できる者でなければならない。

2. 推薦者は、定款及び諸規則に基づき、当該入会申込者が正会員となった場合、入会年度及び次年度に関する義務の不履行について、原則として、その全ての責任を負わなければならない。

3. 推薦者となることのできる者の資格は、推薦者2名の内1名は、入会后満2年を経過した正会員であること。また、推薦者の内1名は、当会に今後2年以上在籍期間を有する正会員であること。

4. 新加入会員が入会后、入会年度及び次年度になんらかの形で資格を失った場合、推薦者としての資格を1年間停止することがある。

第3章 特別会員・賛助会員

(特別会員)

第6条 正会員としての年齢を超過した者は、その年度末において自動的に本会の特別会員になることができる資格を有する

2. 前項以外に特別会員の申込みをすることはできない。特別会員になることを希望する者は、特別会員申込書を理事長に提出する。
3. 特別会員申込者は、第8条第1項に定める会費を納入することにより特別会員となる。
4. 特別会員は、例会、その他の会合に出席することができるが、必要に応じて、実費を負担するものとする。
5. 特別会員は、総会における議決権を有しない。
6. 特別会員は、理事会からの諮問がある場合に限り、本会議所の運営に関する意見を具申することができる。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、理事会が参加を認める事業に参加することができる。

2. 賛助会員は、総会における議決権を有しない。

第4章 会費等

(入会金及び会費納入)

第8条 正会員の入会金は、10,000円とし、本会の会費及び納入期限を次のとおりとする。ただし、分納の申請届を提出したものに限り、6月末日までの分納を認める。

| 会員種別 | 金額 | 納入期限 |
|------|----------------|-------------------|
| 正会員 | 年額 120,000 円 | 毎年1月定時総会の日 |
| 特別会員 | 永久会費 120,000 円 | 特別会員になろうとする年の1月末日 |
| 賛助会員 | 年額 1口 10,000 円 | 毎年1月定時総会の日 |

2. 年度の途中において入会する正会員は、入会を承認された理事会の翌月から月10,000円の割合で、年度の残りの月分の会費を一括納入するものとする。
3. 年度の途中において賛助会員となった会員は、入会を認められた月の末日までに会費を納入しなければならない。

(入会金及び会費の使途)

第9条 正会員及び賛助会員の会費は、公益目的事業に5%以上、その他の事業及び管理運営費（法人会計）にその残額を使用する。

2. 正会員の入会金及び特別会員の会費は、その他の事業及び管理運営費（法人会計）に使用するための預金へ繰り入れる。ただし、使用する際には総会の決議を得なければならない。

第5章 出席

(出席義務)

第10条 正会員は、総会、例会、室会議又は委員会、その他本会議所が関わる会合に出席しなければならない。

附 則

本規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。